（第四面）

【１．非住宅部分の用途】

【２．建築物の住戸の数】
建築物全体　　戸

【３．建築物の床面積】

		（　床面積　）	（開放部分を除いた部分の床面積）	（開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積）
【イ．新築】		（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
【ロ．増築】	全体	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
	増築部分	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
【ハ．改築】	全体	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）
	改築部分	（　　㎡）	（　　㎡）	（　　㎡）

【４．建築物のエネルギー消費性能】

【イ．非住宅建築物】

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第１号イの基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）

□基準省令第１条第１項第１号ロの基準
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

【ロ．一戸建ての住宅】

（外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号イ⑴の基準
外皮平均熱貫流率　　Ｗ／（㎡・Ｋ）（基準値　　Ｗ／（㎡・Ｋ））
冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）

□基準省令第１条第１項第２号イ⑵の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

□基準省令第１条第１項第２号イただし書の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第２号ロ⑵の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

（第五面）

［非住宅部分に関する事項］

【１．非住宅部分の用途】

【２．非住宅部分の床面積】　（　床面積　）（開放部分を除いた部分の床面積）

【イ．新築】		（　　㎡）	（　　㎡）
【ロ．増築】	全体	（　　㎡）	（　　㎡）
	増築部分	（　　㎡）	（　　㎡）
【ハ．改築】	全体	（　　㎡）	（　　㎡）
	改築部分	（　　㎡）	（　　㎡）

【３．基準省令附則第３条又は令和４年改正基準省令附則第２項の適用の有無】

□基準省令附則第３条の適用有（竣工年月日　　年　　月　　日竣工）

□令和４年改正基準省令附則第２項の適用有（竣工年月日　　年　　月　　日　竣工）

□無

【４．非住宅部分のエネルギー消費性能】

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第１号イの基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）

□基準省令第１条第１項第１号ロの基準
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

【５．備考】